平成２２年（フ）第１５８号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地
破産者　川本建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目11番１号　丸良ビル１－Ｃ
破産者　仲間　幸子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町大通南１丁目４番地２
破産者　山口　　満
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１号
長野県佐久市取出町371番地７
破産者　三嶋　　和
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８０号
福島県南相馬市原町区二見町３丁目53番地の１　フタミハイツ２号室、住民票上の住所福島県南相馬市原町区二見町３丁目53番地の１　フタミハイツ３号室
破産者　菅野まどか
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１号
茨城県日立市日高町１丁目９番14号
破産者　皆川　洋之
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８６号
群馬県太田市台之郷町811番地２
破産者　小笠原峰雄
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８９１号
茨城県猿島郡境町大字若林2267番地、破産開始決定時の住所さいたま市緑区太田窪１丁目２番27号
破産者　今井　昌明
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１９号
埼玉県朝霞市浜崎４丁目６番55―207号
破産者　高瀬　詔夫
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７３号
東京都豊島区上池袋３丁目34番11―306号
破産者　塚本　眞二
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６２号
埼玉県桶川市大字下日出谷684番地の23
破産者　大川　正晃
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１０号
さいたま市緑区大字大崎1750番地１　グランパル美園
破産者　鈴木　哲也
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１３号
さいたま市見沼区春野１丁目５番５―504号
破産者　小山　真弘
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３５号
さいたま市南区文蔵２丁目18番９号　キッカワ荘105号室、旧住所さいたま市中央区下落合４丁目２番22号　コートハウスＭＫ102
破産者　唐嶋　寛海
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
さいたま市西区大字中釘2101番地２　県営大宮中釘団地404
破産者　利根川　信
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
さいたま市緑区東浦和８丁目20番地２　岡村レヂデンス203号
破産者　加藤岡為幸
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区16棟502号
破産者　髙木　健三
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目９番37号　第二青柳荘102号
破産者　青木　良文
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
石川県七尾市田鶴浜町３部50番地10　七尾市営馬場住宅Ｊ棟１号
破産者　作田　正彦
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部